

宮崎公立大学独自の奨学金

1 成績優秀者入学料奨学制度（新入生対象）

(1) 対象 下記のどちらかに該当する者。

- ①一般選抜前期日程上位合格者 5名
- ②一般選抜後期日程上位合格者 2名

(2) 金額 入学料相当額

※入学料の納付免除という形での支給となり、現金の授受はありません。

2 修学支援入学料減免制度（新入生対象）

(1) 対象 下記のどちらかに該当する者。

- ①入学前1年以内において学資負担者が死亡、かつ、世帯収入が基準額以下の場合。
- ②入学前1年以内において本人又は学資負担者が風水害等の災害を受け、かつ、世帯収入が基準額以下の場合。

(2) 金額 入学料相当額

※入学料の納付免除という形での支給となり、現金の授受はありません。

3 被災者支援入学料減免制度（新入生対象）

(1) 対象 下記のどちらかに該当する者。

- ①東日本大震災により被災した入学予定者で次のいずれかに該当する者
 - ア 被災により主たる学資負担者が、死亡または行方不明となっている場合。
 - イ 被災により出願時に避難所生活など自宅で生活できない状況となっている場合。
- ②災害救助法の適用があった地域で主たる学資負担者もしくは本人が入学前1年以内に被災した入学予定者で次のいずれかに該当する者。
 - ア 被災により学資負担者が死亡または行方不明の場合。
 - イ 被災により主たる学資負担者または本人の居住する住宅が半壊以上、全焼、半焼、全流失している場合。

(2) 金額 入学料相当額

※入学料の納付免除という形での支給となり、現金の授受はありません。

4 成績優秀者授業料奨学制度

(1) 対象 本学の2年生～4年生で、前年度の学業成績優秀者各学年上位3名（合計9名）
※1年生は対象となりません。

(2) 金額 授業料年額の半額分相当額

※授業料減額というかたちでの支給となり、現金の授受はありません。

5 被災者支援授業料奨減免制度

(1) 対象 下記のどちらかに該当する者。

- ①東日本大震災により被災した入学予定者で次のいずれかに該当する者
 - ア 被災により主たる学資負担者が、死亡または行方不明となっている場合。
 - イ 被災により出願時に避難所生活など自宅で生活できない状況となっている場合。
- ②災害救助法の適用があった地域で主たる学資負担者もしくは本人が入学前1年以内に被災した本学の在学生又は入学予定者で、次のいずれかに該当する者。
 - ア 被災により学資負担者が死亡または行方不明の場合。
 - イ 被災により主たる学資負担者または本人の居住する住宅が半壊以上、全焼、半焼、全流失している場合。

(2) 金額 下記のとおり

- ①ア 給付年度の授業料全額
- ①イ 給付年度の授業料半額
- ②ア 給付年度の授業料全額
- ②イ 給付年度の授業料半額

※授業料減額という形での支給となり、現金の授受は伴いません。

6 成績優秀留学生入学料奨学制度

- (1) 対象 私費外国人留学生選抜の合格者で下記のいずれにも該当している者。
- ①選抜試験において上位2位以内であること。
 - ②公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が主催する日本語能力試験（JLPT）においてN1に合格していること。
- ※私費外国人留学生編入学生および私費外国人留学生推薦編入学生を除く。
- (2) 金額 入学料相当額
- ※入学料の納付免除という形での支給となり、現金の授受はありません。

7 成績優秀留学生授業料奨学制度

- (1) 対象 本学の私費外国人留学生2～4年生の中で、前年度までに各学年の基準単位数を修得しており、かつ、その成績が各学年の成績順位上位2分の1以内である学生。
- ※1年生は対象となりません。
- (2) 金額 授業料年額の半額分相当額
- ※授業料減額という形での支給となり、現金の授受は伴いません。

<高等教育の修学支援新制度との併給について>

高等教育の修学支援新制度と学内奨学金の両方に採用された場合、修学支援新制度の採用額が優先されます。